

田子町美しいまちづくり条例施行規則

平成26年9月12日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、田子町美しいまちづくり条例（平成26年田子町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の基準)

第2条 条例第15条に規定する自動販売機を使用して飲食料を販売する者が設置しなければならない回収容器の基準は、次のとおりとする。

- 一 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること
 - 二 容積は、飲食料の空き缶、空きびん及びペットボトルなどの容器の散乱を防止するために十分であること
- 2 前項の回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、飲食料の空き缶、空きびん及びペットボトルなどの容器の投入に支障のない位置に設置しなければならない。

(環境美化推進員)

第3条 条例第17条の規定による環境美化推進員（以下「推進員」という。）は、町長が任命し、地域の環境美化推進のため次の活動を行う。

- 一 環境美化推進のための活動に関すること
- 二 町が実施する廃棄物などの不法投棄、放置及び散乱並びにふん害並びに雑草の繁茂を防止するための施策への協力
- 三 ごみの減量化及び再利用の推進に関すること
- 四 ごみの適正な処理に関すること
- 五 前2号に掲げるもののほか、町長が特に要請する事項

(配置)

第4条 推進員は、原則として各自治会等から1名を配置する。

- 2 推進員の活動区域は、当該推進員の所属する自治会等の区域とする。

(委嘱)

第5条 推進員は、社会的信望があり、かつ、その職務を行うのに必要な識見を有する者で、自治会長等が推薦するもののうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第6条 推進員の任期は、1年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼等)

第7条 町長は、推進員に予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(立入調査の身分証明書)

第8条 条例第19条第2項に規定するの証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(指導)

第9条 条例第20条の規定による指導は、口頭若しくは指導書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

平成 第 年 月 日

指 導 書

住 所
氏 名 様

田子町長 印

あなたは、田子町美しいまちづくり条例の規定に違反しているので、同条例第20条の規定に基づき、必要な措置を講ずるように指導します。

記

違反の行為	内容 日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃 場所 田子町
指導事項	
期 限	年 月 日まで